

平成 30 年 4 月 10 日

第 4 回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 4 号

平成 30 年 第 4 回 定例会

日時：平成 30 年 4 月 10 日（火）午後 2 時

場所：教育委員会室

「出席」	教 育 長	南 新 平
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	田 嶋 幸 三
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代
「説明のために出席した教育局職員」	教育推進部長	山 崎 克 己
	教育総務課長	吉 田 雄 大
	学 務 課 長	熱 田 直 道
	教育推進部副参事	川 西 宏 幸
	教育指導課長	松 原 修
	児童青少年課長	中 島 一 浩
	教育センター所長	矢 島 孝 幸
	真砂中央図書館長	川 崎 慎一郎
「書記」	庶 務 係 長	木 内 実三男
	庶 務 係 主 事	大 塚 功

平成30年

第4回教育委員会定例会

平成30年4月10日（火）午後2時

場 所 教育委員会室

議事録署名人 小川賀代委員

第1 議案の審議

第18号議案 平成30・31年度文京区文化財保護審議会委員の委嘱について

第19号議案 「文京区立幼稚園長・副園長及び教員としての資質の向上に関する指標」の策定について

第2 報告事項

- (1) 平成29年度後援・共催名義使用承認事業一覧について (資料第1号)
- (2) 平成30年度教育職員の異動状況について (資料第2号)
- (3) 文京区いじめ防止対策推進基本方針いじめ対応マニュアルの改訂について (資料第3号)

第3 その他の事項

「開 会」

○南教育長 それでは、第4回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

(14:01)

○南教育長 出席状況から確認させていただきます。委員は全員ご出席をいただいております。理事者も全員出席しております。

「議事録署名人」

○南教育長 本日の議事録署名人でございますが、小川委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(はい)

第1 議案の審議

第18号議案 平成30・31年度文京区文化財保護審議会委員の委嘱について

○南教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

第1「議案の審議」です。本日は2件ございます。

第18号議案「平成30・31年度文京区文化財保護審議会委員の委嘱について」です。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第18号議案、平成30・31年度文京区文化財保護審議会委員の委嘱につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平成28・29年度文京区文化財保護審議会委員の任期が、平成30年3月31日をもって満了したことに伴いまして、文京区文化財保護条例第21条第1項の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものでございます。

任期は、平成30年4月1日から2年間です。

なお、委嘱する委員の専門分野及び氏名については、資料に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 皆さん専門をお持ちでいらっしゃるということですが、どういった立場にいらっしゃる方なんでしょうか。大学の教授というような意味合いの専門分野をお持ちの方でいらっしゃるん

でしょうか。それとも、郷土史家など。

○教育総務課長 委員につきましては、文化財保護条例に基づきまして、文化財に関し、広くかつ高い見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱をするという形になっております。

そして、先ほどのご質問でございますが、今回再任される方につきましては、全て大学の教授をされているということでございます。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第19号議案 「文京区立幼稚園長・副園長及び教員としての資質の向上に関する指標」の策定について

○南教育長 続きまして、第19号議案「文京区立幼稚園長・副園長及び教員としての資質の向上に関する指標」の策定について」です。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第19号議案、「文京区立幼稚園長・副園長及び教員としての資質の向上に関する指標」の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成28年11月に教育公務員特例法の一部を改正する法律が公布され、昨年4月に施行されたことに伴い、この法律により、区立幼稚園の園長及び教員の任命権者である文京区教育委員会が資質の向上に関する指標を策定するものとされましたので、本日、議案としてお諮りするものです。

それでは、指標についてご説明いたします。資料をご覧ください。

まず冒頭のページですが、この指標は、教員みずからが生涯にわたってキャリアに応じて求められる資質の向上に努めるために策定されたものであることを示し、文京区教育ビジョンと将来の人物像、文京区の幼稚園教育に求められる教師像などを記載しています。

次に、見開きのページをご覧ください。園長・副園長及び教員としての資質の向上に関する指標を示しております。横軸では、教諭、主任教諭、副園長、園長といった職層で区切っています。縦軸は、教員として求められる能力として、指導力、外部との連携・折衝力、園運営力・組織貢献力として3項目を示しています。また、管理職については、幼稚園マネジメントに関する事項とし

て、園経営力などの4項目を示しています。表の下部には、教育課題に関する対応力としての項目を掲げて、職層ごとにどの教育課題にも対応できるよう求められる力を示しています。

続きまして、裏面をご覧ください。この指標に示しております6つの課題は、大きく、教員として求められる力と、教育管理職として求められる力とに分けています。

この指標について、本日ご決定をいただければ、このリーフレット形式の資料を幼稚園へ周知し、人材育成に向けて活用してまいります。

説明は以上でございます。本案につきまして、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願いいたします。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○小川委員 この指標の中に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技という項目が入っているかと思えます。このような指標の見直しの時期というのはどういったスパンで行われることを予定されてこれを書かれているのか、教えてください。

○教育指導課長 オリンピック・パラリンピック競技についてが盛り込まれておりますのは、東京都が、東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標というのを設けておりまして、それをもとに近隣の地区でも、本区と同様に、幼稚園園長・副園長及び教員としての資質の向上に関する指標を設けておりまして、それを参考にさせていただいております。今の段階では、いつ改定ということはありませんけれども、当然オリンピックが終わった段階で見直しをしていくことになるかと考えております。

○田嶋委員 私は1964年のオリンピックは小学生でしたが、物すごくよく覚えていて、駒沢陸上競技場に行って、その記憶があったから、今、スポーツを続けていられます。オリンピックが終わったら考え直すということではなく、レガシー、オリンピックの後もそれを継続して子どもたちが心にとめたり、国際性を養ったりという意味では、オリンピックが終わったらすぐなくなるものではないのかなと思います。

○教育指導課長 先ほど見直すというようなこととお話ししましたが、さらにどのように活用していくかということを検討してまいりたいと思います。

○清水委員 この指標を掲げて、その後の制度であるとか、どのくらい向上したかという評価に関してはどのように行っていく予定でしょうか。

○教育指導課長 この指標は教員みずからが生涯にわたってキャリアに応じて求められる資質の向上に努めるために作成されておりますので、まずは教員自身がこの指標をもとに研修や自己研さん

に努めていくことが期待できます。その後、園長先生などのベテラン教員が若手の教員を指導する際にも活用していただきながら、本区といたしましても、研修の計画等を作成してまいるところでございます。その先に評価ということも検討してまいりたいと考えております。

○清水委員 今後ということによろしいですね。

もう1つ、言葉の問題ですが、資質というのは、私が考えていたのは、生まれ持った素質であって、この資質をこういう形で向上させることができるのかどうかということについて、ちょっとお伺いしたいんです。

○教育指導課長 法の改正、東京都教育委員会の策定した指標を受けて名称を設定しているところですが、言葉については精査してまいります。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第2 報告事項

(1) 平成29年度後援・共催名義使用承認事業一覧について

○南教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は3件ございます。

報告事項(1)「平成29年度後援・共催名義使用承認事業一覧について」です。説明をお願いします。

○教育総務課長 それでは、資料第1号、平成29年度後援・共催名義使用承認事業一覧について、ご報告申し上げます。

平成29年度につきましては、資料のとおり、トータルで74件の後援あるいは共催しておるところでございます。そのうち、この教育委員会でお諮りいただきました新規の事業につきましては、19件ということでございます。数としては前年度より若干増加しているということでございます。

資料第2号の報告は以上でございます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 私がかかわっていたもので、確認です。10番の「子どもたちと弁護士がつくるお芝居」ですが、会場はシビックホールの大ホールではなく小ホールだったのですが。

○教育総務課長 誤植かもしれませんので、確認をさせていただきます。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

(2) 平成30年度教育職員の異動状況について

○南教育長 報告事項(2)「平成30年度教育職員の異動状況について」です。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 資料第2号によりまして、平成30年度教職員の異動状況について、ご報告申し上げます。

初めに、園長・校長についてです。幼稚園については、区内副園長から昇任1名、転入が1名、退職が2名です。小学校については、区内副校長から昇任が1名、区内転が1名、転入が2名になります。退職は4名、再任用6名の内訳は、新規が1名、継続が5名となります。中学校については、退職が2名ありましたが、それぞれ再任用となっております。

次に、副園長と副校長についてです。幼稚園については、区内昇任が2名、区内転が1名、転出が1名、再任用が1名となります。小学校につきましては、区内昇任が3名、区内転が3名、転入が1名、退職が3名、再任用が1名となりました。中学校は、区内昇任が1名、区内転が4名、転入、転出がそれぞれ1名、退職は2名ということになります。

主幹教諭並びに指導教諭の状況についてですが、小学校は、管理職昇任が4名のうち、3名は区内、1名は区外になりました。自校昇任は4名、これは全て主幹教諭でございます。区内転が1名、転入が4名、転出が3名です。退職4名の内訳ですが、主幹教諭が3名、指導教諭が1名でございます。中学校は、管理職昇任が2名、自校昇任が2名、区内転が1名、転入が5名、退職が3名ということになります。

主任教諭の状況に移ります。幼稚園では、自園昇任が5名、区内転が2名ということで、数としてはふえております。小学校では、自校昇任が8名、区内転が2名、転入が29名に対しまして、転出が21名、退職5名、これも数としてはふえております。中学校では、自校昇任が2名、区内転が1名、転入4名に対しまして、転出が6名、退職が3名で、数としては若干減っているということになります。

続いて教諭の状況でございます。幼稚園は、区内転が3名、新規採用が3名、これは昨年度の半数になっております。小学校は、新規採用教員は、新規採用が15名、学級経営研修生が2名、合計

の 17 名です。これは昨年度の 11 名に比べるとふえておりますけれども、一昨年度が 30 名でしたので、昨年度が少し少なかったと言えると思います。中学校は、新規採用が 4 名で、これは昨年度と同数ということでございます。新規採用期限付の数につきましては、4 月 1 日付以降適宜採用が見込まれておりますので、確定数ではないということでございます。

最後に、転入者の状況や年度当初の学校の状況等につきましては、4 月中に部長と私で 40 校・園訪問し、把握する予定でおります。

以上です。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

(3) 文京区いじめ防止対策推進基本方針いじめ対応マニュアルの改訂について

○南教育長 報告事項(3)「文京区いじめ防止対策推進基本方針いじめ対応マニュアルの改訂について」です。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 資料第 3 号によりまして、文京区いじめ防止対策推進基本方針いじめ対応マニュアルの改訂について、報告申し上げます。

まず、改訂の経緯についてご説明いたします。文部科学省が、平成 29 年 3 月、いじめの防止等のための基本的な方針の改定及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの策定を行いました。東京都教育委委員会でも、平成 29 年 2 月にいじめ総合対策第 2 次を策定しております。こうした国や都の動向を受けて、本区といたしましても、改訂を実施いたしました。

3 ページから 9 ページ、文京区いじめ防止対策推進基本方針につきましては、変更はございません。

10 ページからのいじめ対応マニュアルにおきまして、新たに追加した点、3 点についてご説明いたします。

1 「いじめの未然防止に向けて」です。11 ページをお開きください。②「人権意識や規範意識を身に付けさせる指導」。本区では年 2 回実施しております「いのちと人権を考える月間」の取り組みをここに記載しておりますとともに、人権上配慮が必要な子どもについても触れてございます。③「自己肯定感や自尊感情を高める指導」には、いじめを未然防止するためには、子どもたちの居場所づくりが有効であることについて触れてございます。12 ページをご覧ください。⑨「ソーシャル

スキル・トレーニング「アサーション・トレーニング」には、これまでに本区で取り組んできた、子どもたちが自分の気持ちや考えを表現し、自分の感情をコントロールできるような取り組みを示してございます。

2「いじめの早期発見に向けて」になります。15 ページをご覧ください。③「アンケート調査の実施と分析」では、いじめ発見のためのアンケートの年間の実施回数だけではなく、多様なアンケートを実施することで効果検証に資することを確認しております。16 ページ、⑥「教職員のいじめの定義に対する共通理解の促進」では、いじめの認知について、手順や共通理解することについて示してございます。

3「いじめの発見から解決まで」になります。22 ページをご覧ください。⑥「解消の確認」については、学校が解消したと判断する基準について、2 点示してございます。続いて、27 ページでございます。(10)「重大事態への対処」については、いじめ防止対策推進法の規定により、対応する事案についてまとめてございます。教職員が重大事態について確実に理解するとともに、事案発生時の対応等について示しました。

最後に、今後の予定についてお伝えいたします。今後、この「改訂版文京区いじめ防止対策推進基本方針いじめ対応マニュアル」を各学校に送付し、全教職員へ配布、周知をいたします。文京区といたしましては、ホームページで周知するとともに、区教育情報誌『きあら』で、保護者、区民等の周知も計画しているところでございます。

以上でございます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 改訂内容についてではないのですが、この改訂のマニュアルを用いて、文京区内のいじめについて調査委員会が立ち上がったことや、その調査報告がなされたことはどのくらいあったのでしょうか。

○教育指導課長 定例の協議会は年に 2 回行われておりますが、特別に委員会を開いたことは今のところございません。

○坪井委員 重大事態は発生していないということですか。

○教育指導課長 平成 28 年度は発生しておりません。

○清水委員 先ほどアンケートの話が出て、回数だけではないということでお話しいただいたんですが、例えば、投書箱みたいなものが設置されていて、何かあったときにそういったところから対応するようなシステムを常時とっている学校はあるのでしょうか。

○教育指導課長 投書箱のようなものは聞いておりませんが、今回無記名ということも位置づけましたので、そうしたところが同じような効果になるのではないかと考えております。

○清水委員 アンケートをいつやるかという問題で、そのタイミングがずれてしまうと、すぐ対応できないため、投書箱のようなものが早期発見にはいいのかなと思ったのですが。

○教育指導課長 そうしたものを設置するかどうかというのは各学校の判断になるかと思いますが、そうした考えもあるということは周知していきたいと思っております。

○清水委員 病院なんかにはそういうのがあって、その都度対応することにはなっています。ただ、それを置くことによって、何か問題も起きてくる可能性はあるので、その辺は配慮しなければいけないと思っておりますが、ご検討ください。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、以上用意した案件は全てでございます。

第3 その他の事項

○南教育長 そのほか、特にありましたら、お願いいたします。

ございませんでしたら、第4回定例会はこれをもって終了させていただきます。

(14 : 25)

平成 30 年 4 月 10 日

議事録署名人

教育長

委員